２０１９年２月１日
特別　第 52 号

全国センターだより

特別号

反社会的勢力対策　協力会員セミナー

（平成 30 年 10 月 26 日開催）

全国暴力追放運動推進センター

本稿は、平成３０年１０月２６日（金)、明治記念館において開催された「反社会的勢力対策 協力会員セミナー」における講演内容を掲載したものです。

反社会的勢力の実態と対策

～健全な経済活動実現のために～

元警察庁刑事局長 整理回収機構専務取締役
舟本　馨　氏

ただいま紹介いただきました舟本です。よろしくお願いします。きょうは企業の方が多くお集まりだということで、私も話をするのを楽しみにしていました。

警察時代は主に捜査部門、暴力団対策部門におりまして、そうしたことからいまも講演の依頼などがあるのですが、本日の講演の依頼については二つ返事でお引き受けすることにしました。

それは、一つは全国暴力追放運動推進センター（全国暴追センター）の専務理事の田中さん、そしていま司会をされた中﨑暴排部長、このお二方には警察時代に大変お世話になったからです。

それからこの全国暴追センター、これも暴対法によってできていますが、全国の都道府県に都道府県暴力追放運動推進センター（暴追センター）がありますけれども、いわばその元締めというか総本山でありますので、全国暴追センターで開催されるセミナーは大変意義深いものがあると思いましたので、二つ返事でお引き受けをしたところです。

ところで、私が反社対策に初めて取り組みましたのはもうずいぶん昔のことです。

昭和50年代後半でして、山口県警の捜査２課長のときです。当時は捜査２課というのは知能犯捜査と暴力団対策の二つ持っていまして、そこで暴力団対策を担当したのが初めてでありました。いまでも大変思い出深い出来事がありました。

一つは、当時、関係する県警と連携しながら捜査をしたのですが、暴力団による大量の拳銃密売事件というのがありました。それで山口県警もその捜査に加わり、密売人を逮捕し、そして多くの捜査員と機動隊も動員して、他県に本拠のある暴力団の組事務所に対して大がかりな捜索をしたのをいまもよく覚えています。

企業の方々との関係では、これはとても思い出深く、またあとでお話をしますけれども、昭和56年の商法改正で総会屋対策として利益供与・利益受供与罪が新設されました。

これは翌年の57年10月施行でした。ですから実際のところは昭和58年の６月が、利益供与罪ができて多くの

企業が総会屋との関係を遮断するという、初めての株主総会を迎えるシーズンでした。

当時、県内に本社のあったいくつかの企業と綿密な打ち合わせをして、その最初の株主総会シーズンを乗り切ったのを大変印象深く覚えています。

そういうことで、昭和50年代頃には、当時として暴力団などの反社対策の柱があったのですけれども、この柱がいまもって大きな柱として続いているものもあれば、当時はなかったのだけれども、その後、大きな柱として取り組んでいるというものもあります。そこで、歴史的経緯も踏まえながらお話をしたいと思います。

お配りしていますレジュメに概ね沿って話をしたいと思いますが、一緒にお配りしています資料は必ずしもレジュメに沿って編纂をしておりません。資料はこちらを見ていたいだたり、あちらを見ていただいたりと、皆さん忙しくなって戸惑われるかもしれませんが、何分ご容赦をいただきたいと思います。

それでは初めにレジュメ１の反社会的勢力の実態についてです。これは警察庁の担当官の方からもお話があった部分もあると思いますが、何と言いましても、わが国の最大の反社会的勢力は暴力団であります。当然、暴力団は全国各地に存在します。

そして、暴力団の周辺部分というか、暴力団とつながりのある反社会的勢力として、資料の３ページに載せてありますが、総会屋、あるいは会社ゴロ、社会標ぼう運動ゴロ、政治活動標ぼうゴロなどという勢力がいます。

いろいろと揺さぶりをかけて企業に迫ってくるという反社会的勢力です。これらが暴力団と結びついたということになると、暴力団の暴力性、組織性というのがありますので、皆さん方は一層、対処が困難になろうと思います。

そうしたことに対処するために、警察も企業に支援やアドバイスをしていますが、暴追センターも大きな役割を担っているわけです。

今年、全国暴追センターと警察庁組対部で作成された『企業・行政対象暴力の現状と対策　2018 年版』という、青色の表紙の冊子があります。これは皆さんの会社にもあると思いますけれども、この中に反社勢力に対する対処要領というのが、非常に分かりやすく、またきめ細かく整理されています。ぜひお戻りになったら、これを読んでご確認をしていただければいいのではないかと思いま

すが、一言だけ補足しますと、反社勢力への対処で大事なことは、初期対応だと思います。

これは危機管理一般に通じるのかもしれませんが、何と言っても初期対応。初期対応がまずいと、泥沼にはまり込んでいきます。いかに最初の段階でしっかりとした対応をするかというのは、かなり大きな部分を占めると思います。

そのためにはそうした情報がいち早く上に上がり、組織として共有する、そして対処を決めるという、このいかに情報が上に上がるかということが、大事であるわけです。

それは反社勢力から難癖をつけられるという情報に限らず、いろいろな重要事象の情報とかマイナス情報とかあると思いますけれども、組織としていち早く情報を共有するためには、平時からそうした組織にしておくことが大切です。

まさに平時は有事のためにあるということで日頃から情報の上がり方ということに、意を用いる必要があるだろうと思うわけです。

そして、有事には早く警察に相談、暴追センターに相談、あるいは弁護士に相談、とこういうことになっていくわけです。

さて、それでは暴力団の話です。暴力団の勢力というのは、直近では確か３万4000人ぐらいまで減っていると思います。この10年間でも半分ぐらいになっているのではないかと思いますけれども、わが国の暴力団が戦後ピークであったのは昭和38年で、その年は18万人を超えたと言われています。

だいたいわが国の暴力団がいまの姿になったのが昭和20年代後半から30年代の初頭ぐらいなのです。その頃から非常に勢力が拡大していき、38年には18万人を超えるという暴力団勢力になり、これは大変な事態だとして警察は全国警察を挙げて徹底的に取り締まる「第一次頂上作戦」を展開します。

それでかなりの組織が壊滅したのですが、生き残った組織もある。また40年代以降、復活してくる組織もある中で、警察は「第二次頂上作戦」を展開するという、そういう歴史がありました。

暴力団対策の大きな転機となった暴力団対策法が制定されたのが平成３年ですが、この時期の暴力団勢力は、確か９万人ぐらいだったと思います。

そういった時期と比べればいまは減少しているということですが、しかしながら他方で懸念されるのは、暴力団勢力が見えにくくなっている

という現実があるということです。

この点は非常に気がかりですし、けっして油断のできない状況にあるとも思います。

ところで、そもそも暴力団とは何かというと、法律上、暴力団対策法に定義がありまして、暴力団対策法によって初めて正面から「暴力団」を法律上定義したのです。これについては資料の４ページに暴対法の定義が書いてあります。

これは法律上の定義ということで抽象的なところがありますので、社会実態としての暴力団の特徴を３点ばかりお話をします。

一つは、暴力団またはその構成員等の犯罪性の高さということです。暴力団ですから、当然、そういうイメージがありますが、データを見れば明らかです。資料５ページに、平成29年の暴力団構成員等の罪種別の検挙人員が出ています。暴追センター資料から引用した円グラフです。

いろいろな罪名で、暴力団構成員、あるいは準構成員等が去年１年間検挙されていますが、検挙人員の総数は１万7000人です。いまほど話したように直近の暴力団勢力は３万4000人余ですから、単純に割りますと、去年１年間で暴力団勢力のうち二人に一人は検挙されているということになります。

もちろん１年間で何度も検挙されるという暴力団構成員等がいますので、そこの部分は当然、割り引いて考えないといけませんが、それでも犯罪性の高さが際立っていることがこのデータで分かります。

その下の横の棒グラフも、暴力団の犯罪性の高さを示しているものです。これは罪種別検挙人員に占める暴力団構成員等が占める割合です。

例えば恐喝の検挙人員のうち、暴力団関係者は44％。覚せい剤に至っては、この平成26年の場合には半分以上が暴力団関係者であったということです。昨年は確か50％を切ったと思いますけれども、それでも暴力団関係者が半分近くを占めています。

それから二つ目として、わが国の暴力団特有の組織原理というのがあります。資料４ページをご覧ください。

ここにポンチ絵が出ています。このポンチ絵を説明しますと、要するにわが国の暴力団の構造は、親分、子分、兄弟分という、親子、兄弟という形で擬制的血縁関係で結ばれているのが一つの大きな特色です。

それからポンチ絵にあるように、一次組織、二次組織、三次組織があり、一次組織の子分が二次組織の親

分になって、二次組織の子分を抱える。こういう階層構造になっています。また、厳しい掟があって、親分の言うことには子分は絶対に服従という建前です。

この擬制的血縁関係と階層的構造から出てくるのが、下から上に金を納める上納制度です。上納制度があることから、暴力団組織というのは上になればなるほど金が集まってくるという構造であり、また上になればなるほど自らが手を汚さなくても金が集まってくる構造になっているということです。

三つ目の特徴として、暴力団組織の資金獲得活動であります。暴力団関係者はときに「任侠」あるいは「仁義」という虚飾の論理を使ったりしますが、暴力団の本質は暴力や威力、あるいは脅しといったものを背景に持ちながら、様々なところに狙いをつけて資金を獲得していくという、この資金を獲得するために結束する組織であるというのが、暴力団の本質的部分です。

これについては改めてレジュメ2のところでお話をしますが、一言だけここでお話をしたいのは縄張りの問題です。

もともと暴力団の源流は、戦前の博徒、的屋。それから戦後、闇市で無法者として振舞った愚連隊。これらが戦後、ぶつかり合い、混合しながら今日の暴力団の形ができていったわけですけれども、原型が博徒、的屋、愚連隊ということもあり、ショバ代を取るうんぬんということで、縄張り意識が非常に強かった。

自分たちで縄張りを設定して、縄張り内で薬物の密売をやる、賭場を開場する、恐喝をする、あるいは縄張り内の店からみかじめ料とか、挨拶料や用心棒代を取る。こういう縄張りという物理的空間を前提としながら、資金獲得活動、犯罪をやっていたということですから、これまでいくつも抗争事件がありましたが、これらの多くは縄張りをめぐる争いで抗争になったのです。

さて、レジュメ2の暴力団等反社会的勢力による資金獲得活動について話をしたいと思います。資料5ページの先ほどの円グラフ、罪種別の検挙人員（平成29年）をご覧ください。

様々な犯罪で検挙されていますが、その中で特に資金獲得活動に関わる犯罪をピックアップしてみますと、やはり何と言っても覚せい剤です。覚せい剤がこの中で一番大きい。それから、これで見ると窃盗、窃盗と同じぐらいの割合で詐欺があります。それから恐喝。そしてもう小さくなっ

ていますが、賭博やノミ行為等が出てくる。これが直近のそうした資金獲得犯罪の状況という捉え方ができると思います。

では、暴力団の資金獲得犯罪は昔からこのような状況だったのかといえば、かなり違っています。昭和50年代ぐらいまでは、覚せい剤はやはり一番多かったのですが、その次には恐喝がきます。それから賭博、ノミ行為等。昔はこれらが資金獲得犯罪の典型的なものでした。

警察は、これらの犯罪を、すなわち、覚せい剤、恐喝、それから賭博、ノミ行為等を伝統的資金獲得犯罪と呼んでいます。

その後、警察の取り締まりに対して、彼らは取り締りを逃れるために別の犯罪にシフトする。また社会経済情勢の変化というのも影響します。そうした中で、昭和60年代になると窃盗の割合が大きくなり、平成10年代になると窃盗の割合が恐喝を抜きます。それから詐欺も大きくなってくる。

そして今日、覚せい剤に次いで窃盗と詐欺がほぼ同じぐらいの割合で、そのあとに恐喝ということで、資金獲得犯罪の暴力団勢力の手口は変化してきているのです。

特に窃盗や詐欺の割合が大きくなっていることは注意すべきことであり、警察はそうした点に十分注意しながら捜査、取締りを行っています。

窃盗について言えば、例えば平成になってから顕著になったのが、暴力団と外国人犯罪者グループが結託をし、役割分担をして侵入窃盗を繰り返す組織窃盗事件が相次ぎました。窃盗に入った家に家人がいれば強盗に変わるという、とても荒っぽいやり方の事件です。こうした犯罪が暴力団と外国人犯罪者グループが結託する中で出てきました。

それから平成10年代の半ばから顕著になってきた犯罪としてオレオレ詐欺等の振り込め詐欺があります。私が警察庁捜査２課長になった平成15年に実態調査をして、大変な状況だということで全力で手を打ったものの、いまだもってなかなか深刻な状況にあります。いまは特殊詐欺と言っているようですが、当時は振り込め詐欺という言い方をしていましたけど、平成15年頃から急増しています。その被害者は北は北海道から南は沖縄まで。それから被害者の多くは女性であり、高齢者でした。

検挙してみると、事件が大きくなればなるほど、そこに暴力団あるいは暴力団の周辺者が介在しているという状況がありました。

そのときに痛感したのは、暴力団

は、例えば、「堅気には迷惑をかけない」などと言いながら、結局大がかりなオレオレ詐欺の黒幕として暴力団関係者が介在しており、彼らのやっていることは、社会として守るべきお年寄りの方、また女性の方を被害者にして金を取っていく。

その被害者の方の肉親への愛情を逆手に取って金を奪うという、きわめて卑劣な脅しのやり口であり、暴力団はそういったところにも牙をむいてきたかと思った次第です。

窃盗や詐欺が増えてきているわけですが、伝統的資金獲得犯罪も、いまでも相当な比重を占めています。特に覚せい剤はそうです。覚せい剤の密売は暴力団がからんでいます。警察は密売人を一網打尽に逮捕する。あるいは水際で密輸事犯を止めて、供給を遮断し、それによって国民を守る、また暴力団に資金が流れるのを止めるという、覚せい剤の取締りはきわめて重要です。

あと恐喝や賭博も形を変えて、今日もあります。賭博で今日的なものの典型として、「闇カジノ」はもちろんありますが、違法なネットカジノなども暴力団が関与しています。

次にレジュメ２(2)の民事介入暴力、企業対象暴力について。

これは企業の方々に直接的に関わるわけですけれども、昭和30年代から暴力団が拡張していく中で、特に西は山口組が全国進出を図っていく、東は稲川会などが全国進出を図っていく。そうした中で各地の暴力団と抗争し、激しい状況になっていく。それに対して警察は、第一次頂上作戦、第二次頂上作戦という形で総力を挙げて取り締まっていく。

そういう中で彼らは取締りを逃れようと、その犯罪形態を変えていくというのがありました。

それとともにわが国経済の伸長、国民生活の活発化に伴って、そこに狙いをつけていきました。そして出てきたのが、民事介入暴力であり、企業対象暴力です。

民事介入暴力というのは、具体的には、債権取り立て、倒産整理、あるいは交通事故の示談などに暴力団特有のやり口で介入していくというものです。

企業対象暴力というのは、企業の弱みを握るなどして、企業に揺さぶりをかけて不当な要求をするというものです。

そうしたものが、社会の変化等に伴って昭和40年代から50年代にかけて広がっていく。また、企業対象暴力などが出てくる中で、暴力団と総会屋や会社ゴロ、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロなどの反社

会的勢力とが結びついていき、結びつきを強めながら、企業に揺さぶりをかけていくというケースが出てきます。

そうした形態の事件捜査に携わったことがあります。

ある企業のトップが自らのスキャンダルを握られて、ある反社勢力から揺さぶりをかけられた。ほとほと困ったトップは、人を介してある暴力団幹部に相談します。その暴力団幹部が相談を受けてからしばらく経った頃に反社勢力からの揺さぶりが止まりました。

大変感謝した企業のトップは、暴力団幹部にお礼をしようとする。暴力団幹部はそれを断るのです。ところがしばらくしてから、今度は暴力団幹部がそのトップのところにやって来て、自分がやっている事業を支援してほしいと頼んできた。大変な借りのある企業のトップは、それを当然断れない。

ということで、トップの独断でその事業支援を決定しました。そこから泥沼状態になり、次々に追加支援という状況になり、ついに企業の本体が傾くまでになり、そこで初めて警察に届出があったという事案です。

事件として、企業トップと暴力団幹部を特別背任で検挙したのですが、捜査の結果、実は暴力団幹部と最初に登場した反社勢力とはつながっていたことが分かったのです。いわゆるマッチポンプであったわけです。

こういうのが当時あった典型的な事件でして、この時期、暴力団の「経済ヤクザ化」、「経済マフィア化」という言葉が使われた時代でもあります。

昭和40年代、50年代頃から、民事介入暴力、企業対象暴力が目立つようになり、国民、企業にとって非常に深刻な問題になったのですが、ここで隘路がありまして、これらのものが全て刑事事件として立件できたかといえば、残念ながらそうではなかったのです。

というのは、その種の案件というのは、一つは民事と刑事の境目にあるのですね。中には限りなく黒に近いのだけれども、ただちに刑事事件として立件するのは難しいグレーというような事案がありまして、これは難しかったのです。こういう問題が契機の一つとなって、平成３年の暴力団対策法の制定につながっていきます。

それからもう一つは、これは企業の問題でもあるのですが、企業の弱みを握られたときに、企業は後難を恐れるとか、あるいはそういうことが表に出ないようにしたいということで、被害届を出さないようなこと

もありました。

それから1980年代後半からのバブル経済に暴力団あるいは暴力団関係者、周辺者も入ってきます。不動産取引に介入して地上げや土地転がしを行う。これは暴力団が直接やることもあれば暴力団の周辺者、暴力団関係企業を使って、地上げ、土地転がしを行うこともありました。またリゾート開発にも進出をしていく。

それから暴力団関係者が証券取引の分野にも進出をしていたことが、大型事件の検挙によっても明らかになりました。

バブル経済期は従来、いわば闇の住人であったものが表の経済に出てきたという一面もあったわけです。

バブルが崩壊すると、膨大な不良債権が生じました。この不良債権の処理の過程にも、暴力団、暴力団関係者が介入しようとしてくる。競売妨害、強制執行妨害という形で不良債権の処理を妨害するなどの金融不良債権事案です。

ということで、暴力団あるいは暴力団関係者はバブルによって莫大な利益を得、またバブル崩壊によっても利益を得る、あるいは得た利益を維持しようとそうしたことを行っていたのです。

ちなみに、バブル崩壊後の膨大な不良債権の処理の過程で、暴力団がいかに関与したかというのは、私がいる整理回収機構(RCC)のデータを見るとよく分かります。RCCは、バブル崩壊後の不良債権を処理するなどのために作られた公的な組織です。資料11ページに、RCCの反社関連業務の(2)で刑事告発というのを載せています。実はRCCは法律上、業務の過程で犯罪があると分かったら、刑事告発をしなければならないという、刑事告発義務を負っている、非常にユニークな組織です。ですからRCCの歴史というのは刑事告発の歴史という部分もあるのですが、RCCの前身の組織も含めると、これまでに刑事告発の累計が342件に上っていますが、そのうち暴力団関係事件が113件となっています。すなわち3件に1件は暴力団関係事件であるということです。

次にレジュメ2(3)の資金獲得活動の多様化、不透明化です。

警察の戦略的な取締り、それから暴力団対策法の運用。そして皆さん方も一緒になってやっていただいている、各種の暴力団排除活動によって、暴力団は追い詰められてきている部分は確かにあります。

しかしながら、彼らは何とかそれを逃れようとして、また新たな資金

源を見つけようとして動いているわけであり、先ほど言った、昔は恐喝や賭博の割合が大きかったのが、最近は窃盗や詐欺のほうにシフトしています。それらの中に振り込め詐欺とか、窃盗団を組んでの組織窃盗といった事件があるのです。

それから例えば大阪の本部長当時、公的給付制度を悪用するという事案がありました。関西のマスコミは「貧困ビジネス」という言葉も使って大きく報道していましたが、こうした事案にも暴力団がかなり関与していました。

また、偽造犯罪というのがあります。昔から偽造犯罪はあったのですが、これには暴力団が関与する事件がかなりありました。昔の偽造犯罪で暴力団が関与しているのは、同じ組の人間が複数関与するとか、中には組ぐるみで偽造事件をやるというのがありました。

例えば、雇用印紙という印紙がありますが、これをある暴力団が組ぐるみで大量に偽造して売っていたという事件などもありました。

こういった偽造事件というのも、昨今は少し様子が変わっているように感じます。大がかりな偽造事件が発生していますが、例えば、警察庁捜査２課長時代にあった事件ですが、平成16年の暮れから17年の年初にかけて、全国の神社の露店等で一斉に偽１万円札が行使される事件がありました。

この事件については全国の関係警察が連携しながら、被疑者を多数逮捕しました。その中に暴力団関係者も何人もいたのですが、これらの暴力団員が入っている組はいろいろな組でした。一つの組ではなく、組を超えていたのです。

そのときに感じたのは、従来の同じ組の縦のつながりではなくて、縦を超えて横につながっている。いわば犯罪のネットワークができているなということでした。最近もこうした事件が発生しています。

最近大きな問題になっている金地金の密輸事件も暴力団が関与しています。

そういったことで暴力団による犯罪は多様化しています。

また、様々な事業分野にも入っていく。従来はあまり入っていなかったような分野にも入っていっている状況が、事件の検挙などを通じてうかがえます。

それからもう一つ、不透明化ということが書いてありますが、これは資金獲得活動の不透明化というものと暴力団組織の不透明化。いわばコインの表と裏の関係です。暴力団組

織自体の実態が不透明になってきている中で、資金獲得活動も不透明になっているというように思います。

暴力団の実態の不透明化ということで少しだけお話をしますと、資料2ページに暴力団構成員等の推移が出ています。グレーの棒グラフと白の棒グラフがあります。

白の棒グラフのほうは暴力団員ばかりではなく、実際はほとんどそれと同じなのだけれども、暴力団員としての認定はできないという準構成員等なのですが、白の棒グラフが少し上回っている状況で推移していますが、昔は違っていました。

例えば暴力団対策法ができた平成3年は暴力団勢力は9万1000人という数ですけれども、このうち構成員は6万4000人です。それに対して構成員以外は2万7000人。その比率は7：3で圧倒的に構成員が多かったのです。

それがだんだん変わっていって、逆転したのは確か平成18年だったと思います。その後、こうした状況が続いています。構成員の把握も難しくなっており、また、その周辺部分とも言える準構成員等は、なかなか実態をつかむのは難しい部分です。

最近は、暴力団員を逮捕して取り調べても暴力団員はしゃべりません。黙秘を通すケースが少なくありません。

それまでは取り調べを通じて組織の実態が明らかになることも大きかったのですが、しゃべると組織の実態が解明されるということで、黙秘を通す。こうしたところにも実態解明に苦労する状況が出ているのだと思います。

暴力団は暴力団員が前面に出ず、暴力団と関係する者を使っていろいろな資金獲得活動をやり、企業にも爪を伸ばそうと虎視眈々と狙っているところがありますが、昔からこういう輩はいました。そうした関係者のことを企業舎弟とかフロント企業と呼んでいましたが、企業舎弟やフロント企業と、いまの暴力団関係企業や共生者とはちょっと違うなと思うのは、昔の企業舎弟やフロントというのは、調べるとだいたい分かったのですね。「これはフロントだ」ということが分かった。ところが、いまの共生者などは、なかなか暴力団とのつながりを見つけるのが難しくなっています。

より巧妙に、暴力団はその本体を隠しながら、暴力団周辺者を活用し、合法、違法の資金活動を行っている状況になっているのではないかと思うわけです。

次にレジュメ3の対策のところに

移りたいと思いますが、特に企業に関係しているところに絞って話をします。

レジュメ３(1)の戦略的取締りについて。暴力団の取締りの目的は、暴力団の弱体化、壊滅ですので、戦略的な取締りを行うのですが、昔もいまも、戦略的取締りは、「人」「金」「物」の３本柱です。

「人」というのは、トップ、幹部をはじめとして、構成員、準構成員等を大量に反復検挙することです。

「物」というのは、暴力団の暴力の象徴である銃器の摘発、特に武器庫の摘発です。

「金」というのは、資金源犯罪（資金獲得犯罪）の摘発です。

資金獲得犯罪が変化している中で、警察はその変化部分をキャッチして、そうした変化部分に突き刺すような捜査を行っています。

例えば、民事介入暴力や企業対象暴力が問題となってきたときには、従来の捜査員に加えて、民商事に詳しい捜査員も投入し、そうした事件の摘発を強化しましたし、いまも変化する犯罪に応じた捜査を行っているということであります。

さて、レジュメ３(2)の暴力団対策法の効果的運用に移ります。資料としては６ページから８ページになります。

平成３年にわが国で初めて、正面から暴力団に網をかけた法律として暴力団対策法が制定され、平成４年から施行されました。

当時、この法律の制定前後は暴力団組織も大変な反発をし、なかには大きな組織のトップがテレビに出て、「われわれは任侠団体であって暴力団ではない」などと公然と反発したり、あるいは最初の暴力団の指定のときには、訴訟で争ったり、そういう状況がありました。

暴力団対策法は従来の暴力団対策の大きな転機となりました。まさにパラダイムシフトです。

法律は、暴力団対策法（正式名称：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）の正式名称で分かるように、暴力団をまず指定し、その指定暴力団の暴力団員による不当な行為に規制をかけるということで、先ほど言った、民事介入暴力や企業対象暴力などで、ただちに事件にならない、限りなく黒に近いのだけれどもグレーだというものについて規制をかけるということです。これは行政措置です。中止命令とか再発防止命令を行っていくという形にしたのです。

ですから分かりやすく言えば、企業対象暴力や民事介入暴力などの中

で、これは事件だというものは事件として検挙する。検討したけれども、ただちに事件にはならないというときには、この暴対法で行政命令としての中止命令や再発防止命令をかける。それに違反した場合には、命令違反で事件として検挙する、こういう立て付けになっています。

これは暴力的要求行為と言うのですが、制定当時、11の類型を対象にしていましたが、今日は27の類型まで広がっています。

それは資金獲得活動としての暴力団の暴力的要求行為が変化していく。そうした変化に対して、より網を広げる、また網の目をきめ細かくしていくということで、暴対法を改正して対処してきたのです。

今話をしたところは、資金源にフォーカスした暴対法の部分ですが、そのほかに暴対法には、例えば、事務所の使用制限、トップに対する使用者責任の追及、暴追センターによる暴力団排除活動の支援などの規定もあります。

また平成24年の法改正。この改正は刑事局長のときですが、当時、北九州の工藤会を念頭に置いて、指定暴力団にさらに規制を強化する、「特定危険指定暴力団」という制度を導入しました。

また、当時、何年にもわたって抗争があった道仁会と九州誠道会。いま、九州誠道会は浪川会になってますが、これらを念頭に置いて、「特定抗争指定暴力団」という制度を導入しました。

福岡県警は特に、工藤会、道仁会、浪川会問題もあって、いまも大変な苦労しながら対処していると思いますが、当時から福岡県警の総力を挙げて、また全国からも応援を出しながら、徹底した取締りを繰り返し行っていました。

専務理事の田中さんも福岡の本部長時代、大変なご苦労をされたのを、私は見ていましたけれども、そうした先人たちの努力の積み重ねが、いま福岡のほうでも工藤会等をかなり追い詰めているという状況につながっているのだろうと思っています。

暴対法の話はそのぐらいにして、レジュメ３(3)の反社会的勢力排除活動に移ります。アの企業からの反社会的勢力の排除ですが、総会屋対策について少し話をします。総会屋というのはいま二百数十人ぐらいと、先ほどのグラフでも出ていました。総会屋対策の歴史は、企業の皆さんにとっては絶対に外せないことですが、大きく二つの転機がありました。

一つは、昭和56年の商法改正で初めて、総会屋対策ということで利益

供与・利益受供与罪というのを作ったわけです。

総会屋はずいぶん昔からいましたが、この総会屋と暴力団は、もともとそれほどつながりはなかったようです。

ところが、日本経済の急伸に伴って、総会屋も急増し、昭和40年代頃から総会屋がすごく増えていったのです。そうした中で総会屋同士の争いが激化していき、自らを守るため、または自らの勢力を広げるために、暴力団とのつながりを持っていきました。

最初の頃は、総会屋は暴力団を利用していました。ところが彼我の力関係で、その後、暴力団が総会屋を飲み込む形になり、ほとんどの総会屋が暴力団の支配下、あるいは別動隊として動くようになり、総会屋に金が流れるということは、総会屋を通じて暴力団に金が流れるという状態が生まれていきました。

また、企業が総会屋と癒着するような状況になると、株主総会というものが正常に機能しない。それは株式会社制度自体の根幹に関わっていくということで、昭和56年の商法改正で利益供与罪の創設につながります。

ちなみに昭和56年の商法改正の前夜は総会屋の勢力はどのぐらいだったかというと、当時は6000人ほどいました。いまは二百数十人という数ですからその当時と比べると、数としては隔世の感があります。これが一つの大きな転機です。

二つ目の転機は平成８年から９年にかけて、著名な企業が次々と総会屋に対する利益供与事件で摘発される事態になったということです。

それらの事件を見てみると、昔のようにストレートに金を渡すのではなく、経済取引とかを仮装しながらやるという、ある意味では巧妙なやり方で総会屋に金が流れたのが明らかになり、これは大変な事態だということで、経済界、政府を挙げて再び絶縁宣言をするとともに、資料１ページの時系列にも書いてありますが、平成９年に改めて商法を改正して、利益供与・利益受供与罪の法定刑を引き上げるとともに、総会屋の無法な要求に対して、その点をとらえて処罰をするということで利益供与要求罪ができました。また、威迫を伴う利益供与罪も創設されました。これを機に総会屋の数が更に大きく減少していき、今日の状況になっています。

さて次のレジュメ３（イ）に、犯罪対策閣僚会議のことが出ています。「企業が反社会的勢力による被害を防

止するための指針」ということで、これは企業にとって大変重要な指針であり、皆さん、ご承知のことと思いますが、資料の10ページに概要をかいつまんで書いてあります。

ぜひ改めて、お帰りになって全文を読んでいただければと思います。本文は基本原則と具体的対応要領で構成されていますが、前文も重要であり，そこでは、反社会的勢力との関係遮断は、企業のコンプライアンスそのものであり、また、企業防衛の観点からも不可欠であることが強調されています。

本文では五つの基本原則が示されており、それを踏まえて多岐にわたる具体的対応要領が書かれており、これが非常に参考になる内容です。

その中で二つだけ紹介しますと、一つは暴排条項の導入です。ぜひ取引契約書や約款に暴排条項を入れてほしいとされています。それからもう一つは、暴排条項が実質的に機能するためにも反社情報を集めて、データベースを構築してほしいとされています。

暴排条項の関係について言えば、これは公の機関が先行しました。平成10年代になり、公共工事から暴力団関係企業を排除するということで、次々と各自治体で暴力団排除要綱が制定されました。これは後の暴力団排除条例につながっていく部分でもあります。

また、国のレベルでは法律に、例えば産業廃物処理法、あるいは貸金業法等々の法律に新たに暴排条項が規定されていきました。

こうした流れの中で、企業における取引レベルにおいても、暴排条項を導入すべきいうのが、この平成19年の指針です。

また、取引の入り口段階でのチェックとともに、中間管理という継続中もチェックするためにも、反社情報のデータベースの構築を行ってほしい。それについてはぜひ暴追センターのデータも活用してほしいということが書いてあります。

では、暴排条項の導入なり反社情報のデータベースの構築が実際にはどのくらい行われているのかということです。いま、RCCでは、主に反社債権をこの数年前から買い取っています。広く金融機関から反社勢力を排除するという主旨で取り組んでおり、その概要は資料 11 ページに載せてありますが、この業務を通じて感じるところを話します。

まず暴排条項の関係では、「暴排条項有り」で買い取るものがあるのですが、この場合は、暴力団員ではないと偽って取引行為をしたということで暴力団員を詐欺で摘発するとい

うこともあり得るわけです。

それでチェックしてみますと、そうした暴排条項を約款や契約書には書いてあるのだけれども、実際の取引場面では会社側がそのことを告げていないということで、事件として立件するのは難しいというのがけっこうあるのです。

また、金融の世界の業界や団体などにRCCの反社債権買取り制度の周知活動を行っていますが、そこで感じることは、反社情報のデータベース化の構築が非常に進んでいる企業、団体もあれば、緒についたばかりのところもあり、開きがあるということです。

他の事業分野を私はよく存じ上げませんので分かりませんけれども、もしかするとそうした進捗状況の格差というのは、他の事業分野にもあるのかもしれません。

最後に、レジュメ３イの地域における活動について簡潔に話をします。

まず暴力団排除条例の制定についてです。これは資料としては９ページに整理してあります。

平成23年10月までに全都道府県で条例施行と書いてあります。ちょうど大阪の本部長のときに、大阪府の暴力団排除条例が制定されました。これは平成 22 年に制定され、23年 4 月から施行だったのですが、大阪府の条例は全国的に見て早い施行だったのです。

ところが 23年10月までには全国で施行されているということは、この時期に集中して暴力団排除条例が各都道府県でできたということです。

もちろん、条例ですから、それぞれの県の暴力団情勢等の違いによって中身に違いがあるのは当然ですが、基本的に各条例に最大公約数的に規定されている項目を三つほどこの資料に書いておきました。

その中で特に企業に関係するところとしては、事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止の規定があります。

これは暴排条例がインパクトを与えた一つです。それに違反すると指導とか勧告とか、従わなかった場合は公表などというペナルティということになります。資料には実際に事例も書いてあります。

一番上のスポーツ施設運営会社うんぬんという事例のは、典型的な事業者の利益供与禁止の事例です。こういう禁止規定が各県の条例にあります。

真ん中の事例は、これは確か福岡県の条例だと思います。暴力団員が入ってはいけないという標章を飲食店が掲示するというものです。

三つ目の事例は、特別区域を指定して、そこで用心棒をやると処罰するという規定です。この事例は確か新潟の条例の事例だったと思いますが、同じようなものが愛知などにもあります。

県によって特色もあるわけですが、いずれにしても全国で暴排条例が制定されたことは、最近における画期的な事柄であると言えます。

次に、暴力団排除活動の拠点としての暴追センターですが、全国暴追センターも都道府県の暴追センターも暴対法の制定によって設置されました。

平成３年に暴対法が制定されたわけですが、それ以前は暴追センターと類似の組織が何県かにはあったのですが、財政面の問題もあり、なかなか広がりませんでした。それが暴力団対策法の制定によって、各都道府県に一気に暴追センターができ、その総本山としての全国暴追センターが平成４年にできて、今日、暴排活動のけん引役として、皆さんとタッグを組みながら頑張っておられるということであろうかと思います。

全国暴追センター、各県の暴追センター、いろいろな役割がありますけれども、特色的な最近の取り組みを一つずつだけ紹介して終わりにしたいと思います。

まず全国暴追センターは、皆さんも利用されていると思いますが、反社情報が暴追センターからもらえるわけです。RCCも大変有効に活用していますが、これは検挙情報です。最近、検挙した事件についての情報を提供するということです。

これは各県の暴追センターを通じて、全国暴追センターが集約をし、それを各県の暴追センターに還元する。そして、企業などの求めに応じて提供しているということで、暴追センターにおける反社情報の基地局は、全国暴追センターが担っているということです。

それから各県の暴追センターで最近大きな役割を果たし出しているのは、平成24年の法改正でできた制度ですが、暴力団の組事務所の使用差し止め請求です。

使用差し止め請求については、従来、地域の人たちなどが、警察、暴追センター、弁護士会の支援の下で訴訟を行ってきました。平成24年の法改正では、各県の暴追センターが国家公安委員会の認定を受けたときには、各県の暴追センターがその地域住民の委託を受けて、暴追センターの名前で組事務所の使用差し止めの訴訟を起こすことができるという制度を創設しました。

これはすでに実績が出ています。暴力団の活動拠点である組事務所をこの制度も活用して撤去を図っているということです。

駆け足の話になりましたが、暴力団対策、特に暴力団排除活動というのは、簡単に成果が上がるというものではないと思います。

やはり一歩ずつ、地に足のついた着実な取り組みが暴力団をはじめとした反社会的勢力に大きなダメージを与えていくことになると思います。

どうか皆さん、これからも暴排活動の拠点である全国暴追センター、また各県の暴追センターと連携を取りながら、そしてもちろん警察と連携を取りながら、これからも企業における暴排活動にご尽力されますことを心からお願い申し上げ、私の話とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

レジュメ

平成３０年１０月２６日
反社会的勢力対策セミナー
元警察庁刑事局長　舟本　馨

反社会的勢力の実態と対策～健全な経済活動実現のために～

１　暴力団等反社会的勢力の実態

２　暴力団等反社会的勢力による資金獲得活動～１を敷衍して～

（１）　伝統的資金獲得犯罪

（２）　民事介入暴力、企業対象暴力

（３）　資金獲得活動の多様化、不透明化

レジュメ

3　暴力団等反社会的勢力対策～資金源対策を中心に～

（1）　警察による戦略的な取締り

（2）　暴力団対策法の効果的運用

（3）　各種の反社会的勢力排除活動

ア　企業からの反社会的勢力の排除

（ア）　総会屋対策

（イ）　犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」

イ　地域における活動

（ア）　暴力団排除条例の制定

（イ）　暴排活動の拠点としての暴追センターの役割

資料１

１　企業に関する暴力団等反社会的勢力対策の重要な出来事

昭和３８年　暴力団勢力が１８万人を超える

３９年～　第一次頂上作戦

５６年　**商法の改正**
→利益供与・受供与罪の新設

平成３年　**暴力団対策法の制定（４年施行）**
暴力団勢力は約９万人

９年　**商法の改正**
→利益供与・受供与罪の法定刑の引上げ。
「利益供与要求罪」「威迫を伴う利益供与罪」の新設

１９年　犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ
「企業が反社会的勢力からの被害を防止するための指針」の策定

２３年　**全ての都道府県において暴力団排除条例が施行**
預金保険機構において特定回収困難債権買取制度の運用を開始

２４年　**暴力団対策法の改正**（５回目の改正）

２５年　証券取引からの暴力団排除を支援するための照会システムの運用を開始

２６年　整理回収機構においてサービサー機能を活用した反社債権買取制度の運用を開始

３０年　銀行の融資取引からの暴力団排除を支援するための照会システムの運用を開始

※全国暴力追放運動推進センター・警察庁組織犯罪対策部「企業・行政対象暴力の現状と対策（２０１８）」（以降「暴追センター資料（企業）」という）Ｐ２９～３０参照

資料２

２　暴力団構成員等の推移

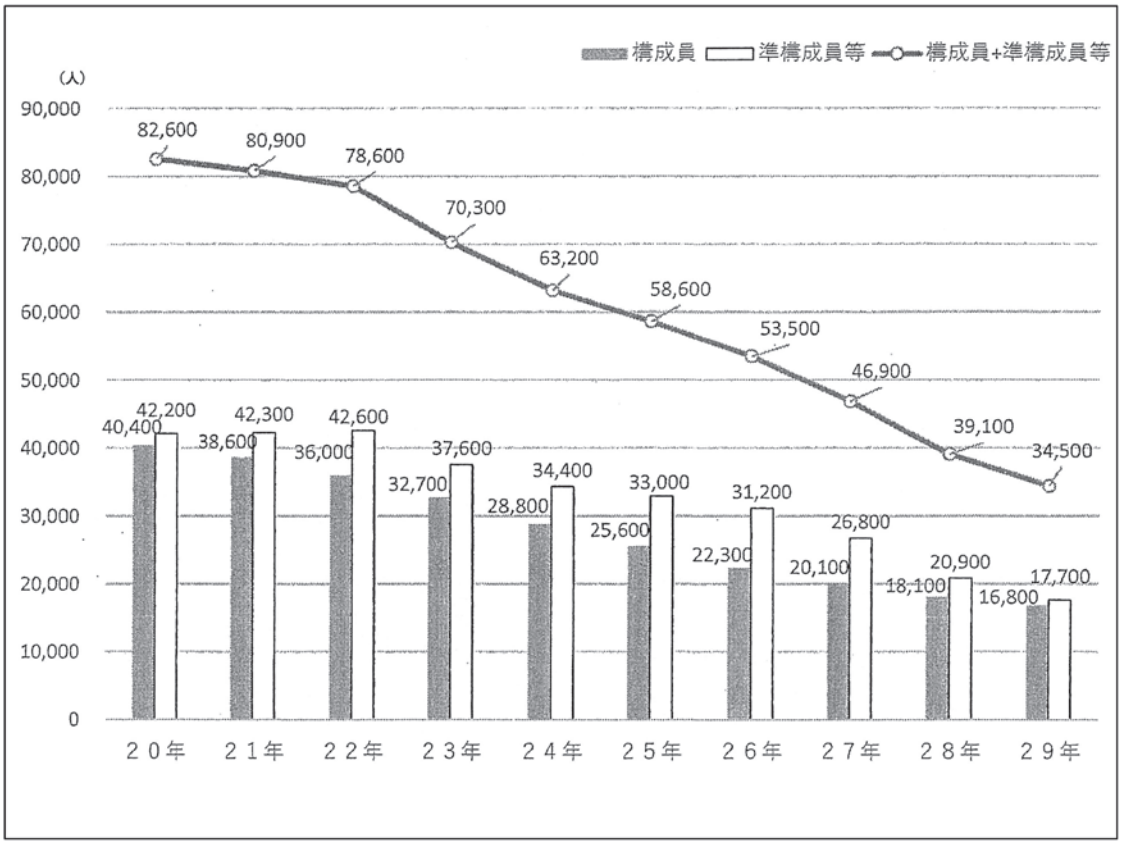

※暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しません。

注：準構成員等とは、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいいます。

※暴追センター資料（企業）Ｐ１

資料３

３　総会屋等の推移

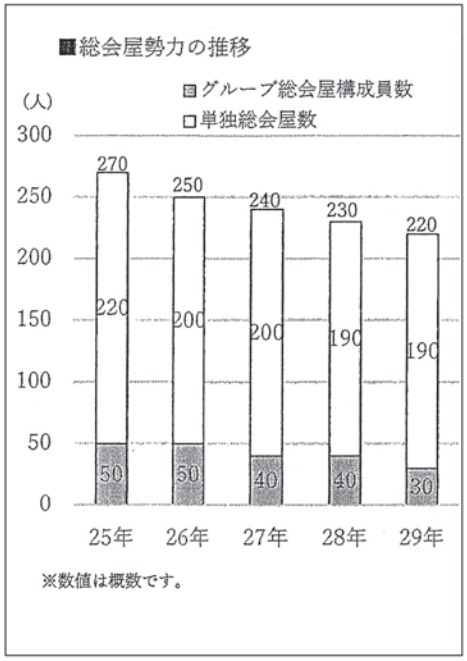

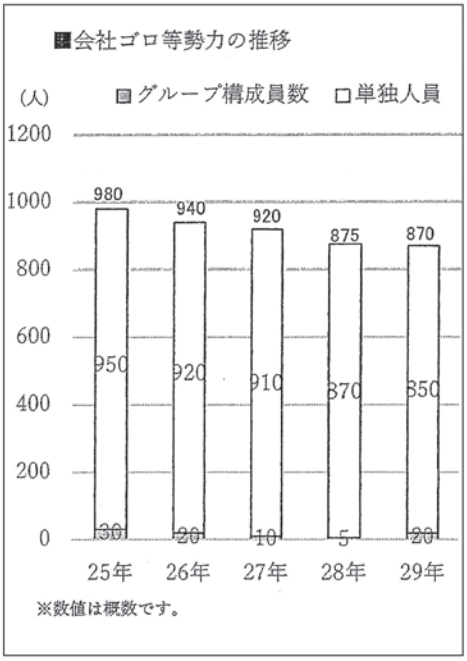

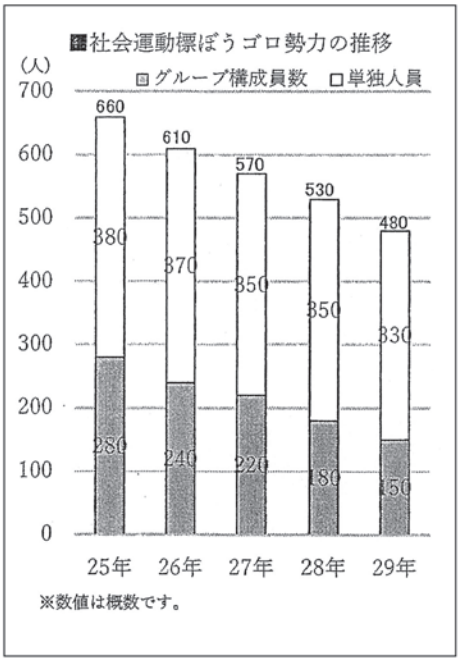

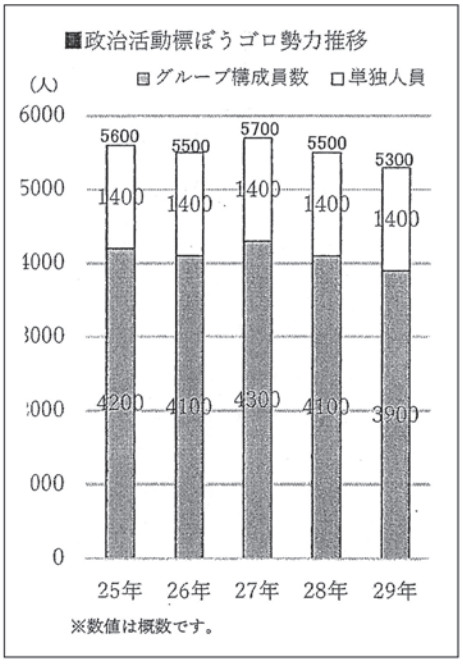

※暴追センター資料（企業）P3

資料４

４　暴力団の定義等

暴力団とは

⇨「その団体の構成員が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」

暴力団対策法（正式には「暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律」）第２条第２号

暴力団の構造

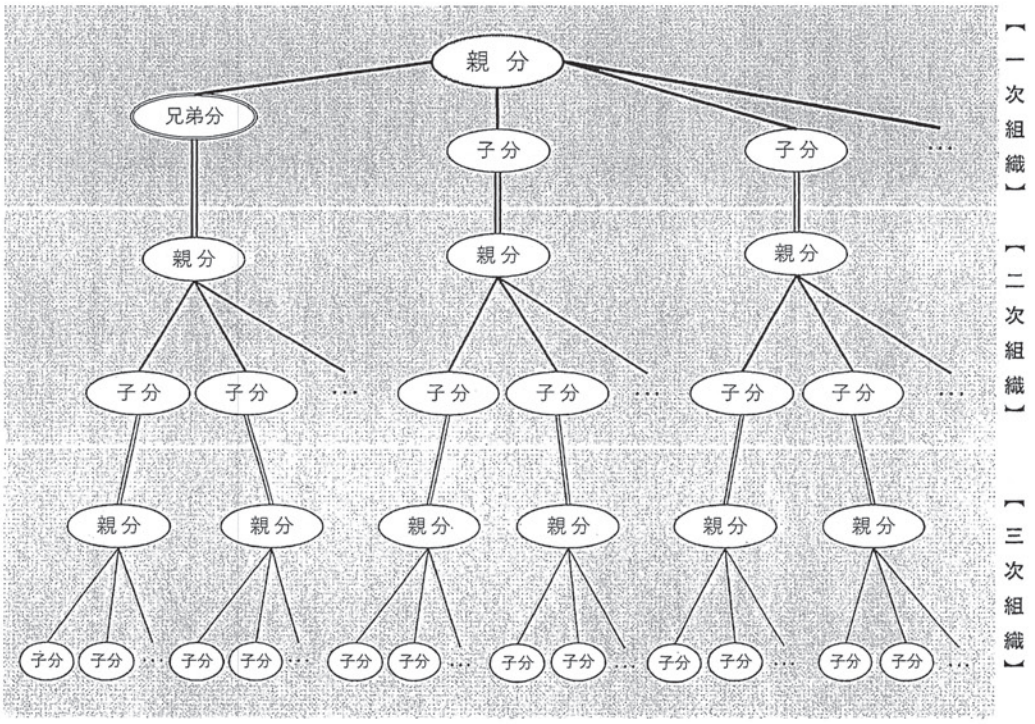

資料５

５　暴力団構成員等の罪種別検挙人員（平成２９年）

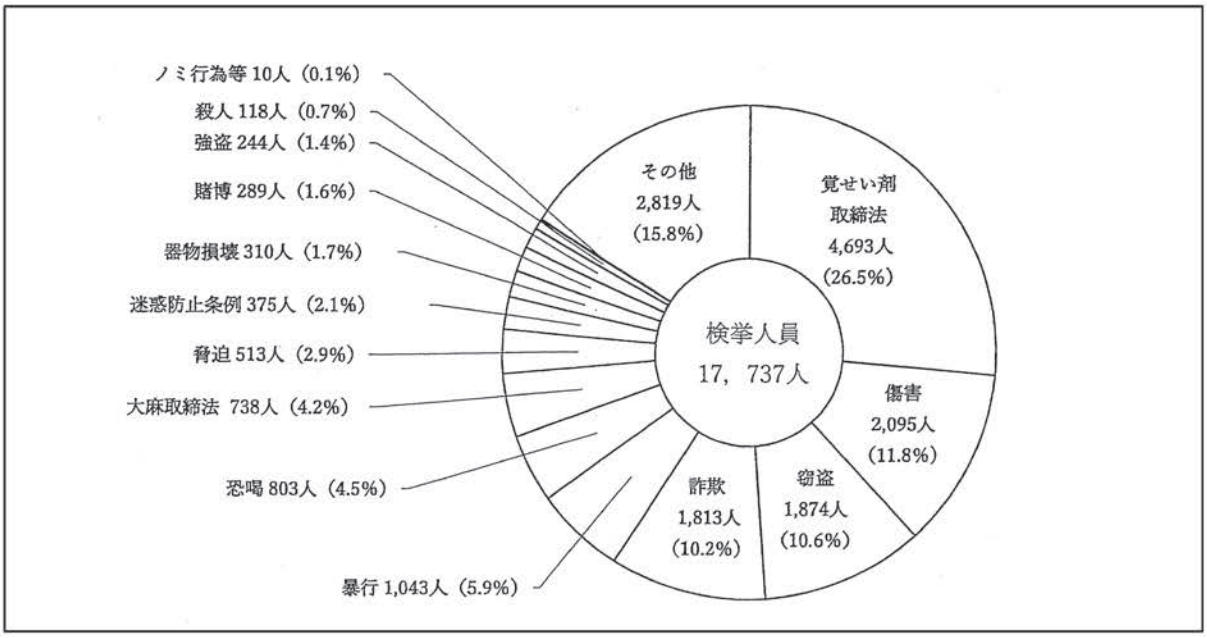

※暴追センター資料（企業）Ｐ４

６　罪種別検挙人員に占める暴力団構成員等の割合（平成２６年）

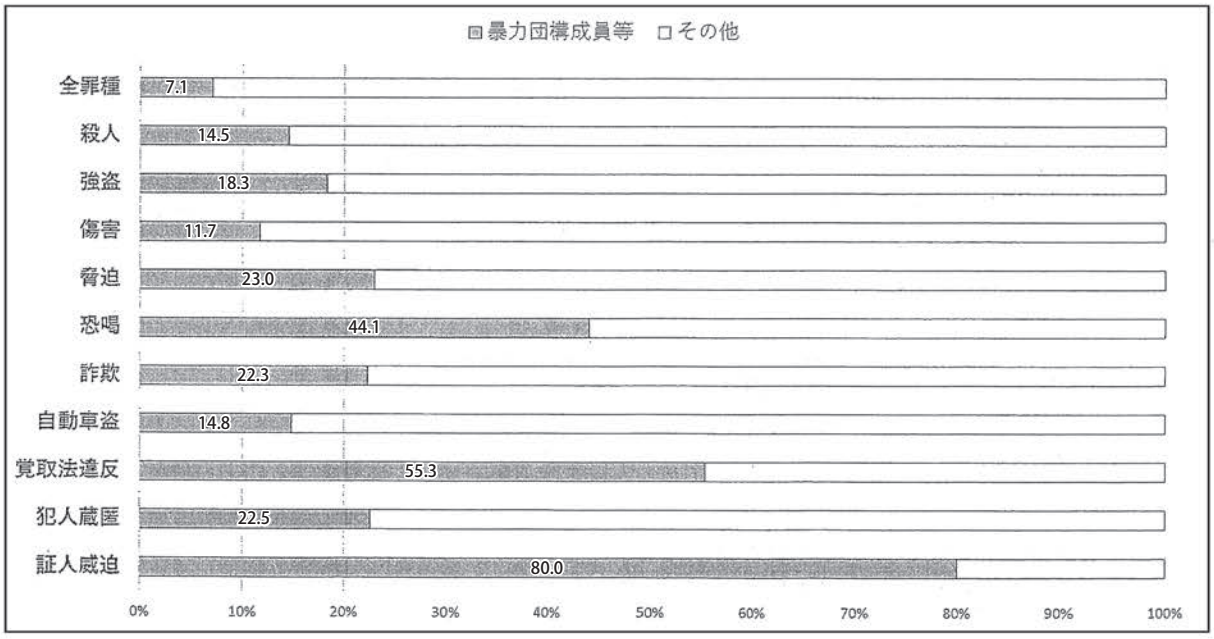

※警察白書（平成２７年）Ｐ４

資料６

７　暴力団対策法の概要

暴力団の指定

暴力団のうち、

・資金獲得のために威力を利用することを構成員に容認
・犯罪経歴保有者が一定の割合以上存在
・代表者等の統制の下に階層的に構成

全ての要件を満たせば → 指定

指定暴力団員に対する規制

・指定暴力団の威力を示して行う、みかじめ料要求等の暴力的要求行為(※)
　※　一定の周辺者が行う行為についても規制
・指定暴力団への加入強要
・指定暴力団員に対して訴訟を提起する者へのつきまとい等の請求妨害行為
・対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等

禁止 → 違反すれば → 行政命令 → 違反すれば → 処罰（３年以下の懲役等）

指定暴力団の対立抗争が発生した場合に、事務所の使用を制限する行政命令 → 違反すれば → 処罰（３年以下の懲役等）

市民に対する危害の防止

○特定抗争指定暴力団等としての指定

警戒区域内での
・事務所の新設及び既存の事務所への立入り
・対立相手の組員の居宅付近のうろつき等
→ 禁止 → 違反すれば → 処罰（３年以下の懲役等）

○特定危険指定暴力団等としての指定

警戒区域内での
・みかじめ料要求等の暴力的要求行為
・損害賠償等の請求妨害行為
→ 禁止 → 違反すれば → 処罰（３年以下の懲役等）

暴力行為のための謀議に使用されるおそれがある場合等に、事務所の使用を制限する行政命令 → 違反すれば → 処罰（３年以下の懲役等）

指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定

指定暴力団の組長等に対する損害賠償請求について、被害者側の立証負担を軽減

民間における暴力団排除活動の促進

○都道府県公安委員会が都道府県暴追センターを、国家公安委員会が全国暴追センターを指定し、暴力団排除活動を支援
○国家公安委員会から認定を受けた適格暴追センターが、事務所の付近住民等の委託を受けて、原告としてその使用の差止めを請求

※警察白書（平成２５年）Ｐ１２０参照

資料７

８ 暴力団対策法の経緯

（１） 制定時（平成３年）の暴力団対策法の概要

○ 一定の要件に該当する暴力団を指定し（指定暴力団）、指定暴力団の暴力団員（指定暴力団員）の暴力的要求行為を規制
○ 対立抗争事件に伴う事務所使用制限
○ 少年に対する加入強要の禁止
○ 都道府県公安委員会が都道府県暴追センターを、国家公安委員会が全国暴追センターを指定し、暴力団排除活動を支援

（２） その後の暴力団対策法改正の概要

ア 平成５年改正
○ 暴力的要求行為として規制する行為の追加
○ 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援護

イ 平成９年改正
○ 暴力的要求行為として規制する行為の追加
○ 準暴力的要求行為の規制
○ 対立抗争時における事務所の使用制限の要件緩和及び対象拡大

ウ 平成１６年改正
○ 指定暴力団員が対立抗争等において行った暴力行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

エ 平成２０年改正
○ 暴力的要求行為として規制する行為の追加
○ 対立抗争時等に係る暴力行為の賞揚等の規制
○ 威力利用資金獲得行為に係る指定暴力団の代表者等の損害賠償責任
○ 暴力排除活動の促進（国及び地方公共団体の責務）

オ 平成２４年改正
○ 市民に対する危害を防止するための規制の強化
→「特定抗争指定暴力団」「特定危険指定暴力団」としての指定
○ 適格暴追センターによる事務所使用差止請求を可能にする制度の導入
○ 指定暴力団員の不当要求に対する規制の強化と事業者の責務の明記

※警察白書（平成 24 年）P122、同（25 年）P120 参照

資料８

９　指定暴力団一覧表(24団体)

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田　建市	１都１道２府３９県	約４，７００人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛　炳圭	１都１道１６県	約２，３００人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	関　功	１都１道１府１５県	約２，９００人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村　悟	３県	約３８０人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永　清	１県	約３４０人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場　美次	１道１府	約８０人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋　輯	１県	約１５０人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金　教煥	３県	約７０人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡　喜榮	１県	約６０人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡　豊	２県	約７０人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林　哲治	４県	約５００人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良　博文	１県	約４０人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚　宣	２県	約１４０人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊　望	５県	約９０人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高　博	１県	約１１０人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村　三男	１府	約３０人
17	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曺　圭化	１都１２県	約５６０人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本　博司	１府	約１３０人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野　義朗	１都７県	約４５０人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金　寅純	３県	約１３０人
21	浪川会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴　政浩	１都５県	約２３０人
22	神戸山口組	兵庫県淡路市志筑88-1	井上　邦雄	１都１道２府３２県	約２０００人
23	任俠山口組	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金　禎紀	１都１道２府１２県	約４６０人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚　逸男	１都１道３県	約１６０人

注１：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成２９年末現在のものを示している。ただし、神戸山口組の「勢力範囲」、「構成員数」については、３０年２月１日現在のものを、任俠山口組の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」については、同年３月２２日現在のものを、「勢力範囲」、「構成員数」については、同年２月１日現在のものを、関東関根組の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」については、同年４月２５日現在のものを、「勢力範囲」、「構成員数」については、同年１月２４日現在のものを示している。

２：２９年末における全暴力団構成員数（約１万６，８００人）に占める指定暴力団構成員数（約１万５，９００人）の比率は９４.６％である。

※警察白書（平成３０年）P133

資料９

10 暴力団排除条例の制定と運用

○ 平成２３年１０月までに全都道府県で条例が施行

○ 条例の概要

- 暴力団排除については、自治体、住民、事業者等が連携・協力して推進
- 事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止
- 学校等の周辺区域における暴力団事務所の開設・運営の禁止

○ 全国での条例に基づく勧告等の実施状況

（平成２９年）

勧告６５件、中止命令１７件、再発防止命令４件、検挙１２件

（事　　例）

・スポーツ施設運営会社Ａが、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団会長Ｂに同スポーツ施設を他の暴力団との友好を図るための場所として使用させたことからＡに対して勧告を実施。Ｂについては勧告を受けたにもかかわらず、勧告に従わなかったことから、その氏名等を公表。

・暴力団幹部Ｃが、条例で定める暴力団排除特別強化地域内の飲食店において、暴力団員が立ち入ることを禁止する旨を告知する標章が提示してあるにもかかわらず、同店に立ち入ったため中止命令を発出。

・暴力団幹部Ｄが、条例で定める暴力団排除特別強化区域において、飲食店経営者らに対して用心棒の役務を提供したことから条例違反として検挙。

※暴追センター資料(企業)P7 参照

資料10

11 犯罪対策閣僚会議 幹事会申合せ「企業が反社会的勢力からの被害を防止するための指針」(「19年指針」という)の策定

○ １９年指針策定の前提

・反社会的勢力との関係遮断

→ 企業のコンプライアンスそのもの

→ 企業防衛の観点からも必要不可欠

○１９年指針では、５つの基本原則と多岐にわたる具体的対応要領が示される

〈基本方針〉

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

〈具体的対応要領〉の中には次の項目が明記

- 暴排条項の導入
- 反社データベースの構築
- 暴追センター等が行う暴力団排除活動への参加

※暴追センター資料(企業)P5 参照

資料１１

12 整理回収機構(RCC)の反社関連業務

(1)反社債権の買取り・回収業務

買取り決定 ⇨ 累計 ７２６件

	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度（１０月現在）	計
特定回収困難債権(注1)	15	13	49	53	30	44	0	204
反社サービサー債権(注2)	－	－	28	129	191	99	75	522

（注１） 平成２３年の預金保険法改正により、特定回収困難債権が創設され、金融機関が保有する反社債権を預金保険機構を通じてＲＣＣが買い取る。

（注２） 平成２５年１２月の金融庁公表文「反社会勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」に基づき、上記特定困難債権の対象とならない信販会社、貸金業者等が保有する反社債権をＲＣＣのサービサー機能を活用して買い取る。

(2)刑事告発

・ＲＣＣは、預金保険法等により、業務遂行過程で犯罪と思料する事案を発見した場合は、刑事告発を行うことが義務付けられており、ＲＣＣの前身である住宅金融債権管理機構・整理回収銀行による告発も含めると、累計３４２件（平成９年～平成３０年７月）に上り、そのうち、１１３件が暴力団関係事件の刑事告発。

⇨ ３件に１件が暴力団関係事件